

答申第91号

答 申

1 審査会の結論

令和6年1月16日付で審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月30日付で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、津地方裁判所令和5年（ワ）第135号損害賠償請求事件に係る事件番号、訴状、答弁書は不開示情報を除いて開示すべきであるが、その他の訴訟事件について不開示（存否応答拒否）としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和6年1月16日付で次のとおり本件開示請求を行った。

○○○○が原告となり、津市を被告として提訴している訴訟の事件番号、訴状、答弁書（全事件）

(2) 実施機関は、本件開示請求について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、令和6年1月30日付で本件処分を行った。

本件請求については、請求内容に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する不開示情報が明らかになり、そのことにより個人の社会的評価等の権利利益が害されるため、同条例第10条に該当し、存否応答拒否とする。

(3) 審査請求人は、令和6年4月16日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

本件存否応答拒否とされた情報は、公開の法廷で公開されている公知の情報であり、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当しないものであるから、違法な処分であって取り消されるべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

条例が第7条第2号において「個人に関する情報（中略）であって、特定の個人が識別され得るもの」に該当するものを不開示情報として規定しているところ、個人に関する情報とは氏名、住所をはじめとして思想、主張、家

庭状況など「個人との関連性を有する一切の情報」を意味することから、本件開示請求の内容である特定の個人と本市との間の訴訟に係る事件番号等の情報は特定の事件及びその原告個人に結びつくため同号に該当し、不開示情報となること、また、条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しているところ、請求内容に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する不開示情報が明らかになり、そのことにより個人の社会的評価等の権利利益が害されるため、条例第10条に該当し、存否応答拒否として本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、存否応答拒否として不開示とした本件処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関より口頭による意見陳述を聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 審査請求人の意見要旨

ア 津市は、本件対象訴訟事件の事件番号、訴状、答弁書は、条例第7条第2号の個人情報であるとして、開示しない。津市長の弁明書において、東京地裁平成31年3月14日判決を引用して、法廷における訴訟に係る事件番号等は、条例第7条第2号ア「公にされているもの」に該当しないと主張しているが、失当である。

イ 三重タイムズは、令和6年1月12日号で、本件対象訴訟事件において、元津市職員の証人○○○○の証言内容を子細に報道しているから、事件番号や訴訟、答弁書の内容は、既に、マスコミ関係者には知れ渡っているものと推認される。

ウ 元○○○自治会長○○○○は、津市の調査報告書で、津市の教育長室で○○○○を同和差別者として糾弾した後、自ら、津市のあらゆる部局の職員に対し、多数の不当要求行為を行った違法行為者として認定されている。また、不当要求行為に関した公金の支出に関して、公金を騙取

したとして、4件の詐欺罪で起訴され、津地裁で有罪判決を受けている。

このような元〇〇〇自治会長〇〇〇〇の不当要求行為は、同人が純然たる個人として行った行為ではなく、〇〇〇自治会長として行った行為であり、条例第7条第2号括弧書きの「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり純個人情報ではない。

元〇〇〇自治会長〇〇〇〇が津市を相手取った本件対象訴訟事件も、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり純個人情報ではない。

エ 津地裁令和5年1月27日判決（原告〇〇〇〇、被告津市）は、津市が元〇〇〇自治会長〇〇〇〇に損害賠償を求めた事件番号の非公開は、非開示事由に該当しないとして公開を命じており、再び、事件番号の開示をしないことを性懲りもなく繰り返すのは、津地裁判決を無視した違法な判断である。

(2) 実施機関の意見要旨

ア 審査請求人が令和6年1月16日に開示請求した内容は、「〇〇〇〇〇が原告となり、津市を被告として提訴している訴訟の事件番号、訴状、答申書（全事件）」である。これは、特定された事件を対象としたものではなく、特定の個人が津市を訴えた全事件の訴訟を対象とした探索的請求に当たる。意見書には、ある特定の1件の訴訟について開示請求をしているように書かれているが、当時の請求内容と事実が全く異なり、主張として認められるものではない。

審査請求人の開示請求書の記載内容では、請求した内容に係る記録があるかないかを答えるだけで、特定の個人が津市を訴えた訴訟の有無が明らかになってしまふため、存否応答拒否、つまり、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができるとする条例第10条に基づいて不開示とする決定を行ったものである。

イ 〇〇〇〇氏は、元自治会長の立場で訴訟を行うことが民事訴訟法上可能であるのにかかわらず、元自治会長と表記して訴訟を行うことなく個人の立場として訴訟を行っているのであれば、過去に自治会長であった案件として多少なりとも関連性があるという理由で、不開示情報から除外される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると認めることはできない。

ウ 審査請求人は、「津地裁令和5年1月27日判決で、事件番号の公

開を命じている」としているが、当該判決書においては、「この点は、閲覧請求において、何ら事件を特定しないまま、概括的に対象となる事件の種類等を示したのみで模索的に行う場合等とはまったく事情が異なる。」とあるように、すべての事件番号を開示すべきとしたものではない。

そして、開示請求の内容は、「〇〇〇〇が原告となり、津市を被告として提訴している訴訟の事件番号、訴状、答弁書（全事件）」であり、特定の個人の事件を特定しない探索的な請求に当たるため、条例第10条に基づき、存否応答拒否として本件処分を行ったもので、津市が当該事件の被告氏名も含めて報道発表した訴訟についての開示請求において、公知の事実と認められるとして部分開示決定をした事案である津地裁令和5年1月27日判決とは前提となる事実が異なり、同様に判断できるものではない。

(3) 当審査会の判断

ア 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定し、請求内容に係る公文書の存否を答えるだけで不開示情報が明らかになることになり保護されるべき利益が害されるときは存否応答拒否による不開示決定を認めている。

イ 存否応答拒否の妥当性について

- (ア) 三重タイムズ令和6年1月12日号で報道された訴訟事件（津地方裁判所令和5年（ワ）第135号損害賠償請求事件）

本件開示請求の対象となる文書は、「〇〇〇〇が原告となり、津市を被告として提訴している訴訟の事件番号、訴状、答申書（全事件）」であり、特定された訴訟を対象としたものではなく、個人が津市を訴えた全事件の訴訟を対象としたものと認められ、特定の個人の事件を特定しない探索的請求として存否応答拒否に当たるものと思料される。

しかしながら、条例第10条の趣旨は、公文書の存否自体を答えると不開示情報の規定の保護利益が害される恐れがある場合に限り例外的に認められるというものであり、不当に拡大解釈され適用されることのないように慎重に判断が行われるべきである。

この点、本件開示請求において、審査請求人は、三重タイムズ令和6年1月12日号で報道された訴訟事件（津地方裁判所令和5年（ワ）第135号損害賠償請求事件）（以下「本件対象訴訟事件A」とする。）について、三重タイムズ社が発行する三重タイムズにより報道されたことを理由に条例第7条第2号アに該当すると主張しており、本件対象訴訟事件Aについては三重タイムズ令和6年1月12日号において報道されているため、本件開示請求があつた当時には、その存在は明らかであり、実施機関においても把握していたものである。そして、三重タイムズは、週1回刊行されるもので、中日新聞の折込紙となつており、発行部数は7万部を超えていることに鑑みると、例え明示的に訴訟内容が示されていないとしても、当該記事をもって公にされたと解することができるものである。

よって、本件対象訴訟事件Aについては、条例第7条第2号ア「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

(イ) 本件対象訴訟事件A以外の訴訟事件

本件対象訴訟事件A以外を対象とした本件開示請求については、特定の個人が津市を訴えた全ての訴訟事件を対象としたものであり、訴訟事件を特定しない探索的請求であると認められる。

よって、本件開示請求文書の存否を明らかにすることによって、条例第7条第2号の不開示情報を開示することになると認められ、条例第10条に規定する存否応答拒否として行った本件処分は妥当である。

ウ 津地方裁判所令和5年1月27日判決について

審査請求人が弁明書で引用する当該判決は、審査請求人が「〇〇〇〇に対する損害賠償請求事件（津地裁令和4年9月5日判決言渡）の控訴審である名古屋高裁判決と確定の有無がわかる資料」を開示請求したもので、「当該事件番号は個人識別情報に当たらない」と判断し、事件番号等を不開示とした処分を取り消したものである。

津地方裁判所は、事件番号が「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる個人識別情報に当たるかについて、「「他の情報」とは、一般に公にされている情報の他、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものの等、一般人が通常入手し得る情報であり、特別の調査をすれば入手し得る可能性があるにすぎない情報は

含まれないと解するのが相当である。」とする。そして、訴訟記録の閲覧をしようとする者は、閲覧請求の所定の手続を経なければならぬことから、訴訟記録の閲覧により得られる情報を「他の情報」に当たるとはいひ難いとして、当該事件番号は、個人識別情報には当たらないとしている。

当該判決を受けて、津市は控訴をせず確定した。

エ 結論

以上のとおり、三重タイムズ令和6年1月12日号で報道された訴訟事件（津地方裁判所令和5年（ワ）第135号損害賠償請求事件）については、条例第7条第2号ア「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するので、非開示部分を除き、開示すべきであるが、その他の本件対象訴訟対象事件に係る文書について、条例第10条に基づき、存否応答拒否という形で本件処分を行ったことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(4) 実施機関に対する審査会の要望

条例第6条第2項において、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

しかしながら、本件開示請求において、実施機関が審査請求人に対して補正を求めた事実はなく、公文書の特定に係る手續が十分に行われていたか疑問が残る。開示請求書に不備があり対象となる文書の特定が困難な場合には、実施機関は開示請求者に対し、公文書の特定について、的確かつ誠実に対応した上で、適正な開示手續を行うことができるよう実施機関に要望するものである。

6 審査の処理経過

本諮詢案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月13日	諮詢書の受付
令和6年10月24日	諮詢案件の審議、審査請求人及び実施機関

	からの口頭意見陳述
令和7年1月9日から 同月31日まで	諮問案件の審議（書面）
令和7年2月12日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏名
会長	伊藤 仁
副会長	松田 典子
委員	岩崎 恭彦
委員	清水 真由美